

福島復興・再生に向けた取組状況

1. 子ども被災者支援法基本方針改定案
2. 福島12市町村の将来像
3. 福島復興再生特措法の改正法
4. 風評対策強化指針に基づく主な取組状況と
今後の取組の方向性について
5. 後期5か年（復興・創生期間）の事業の枠組み

平成27年8月8日



復興庁

Reconstruction Agency

1 改定の趣旨

集中復興期間が終了し、復興・創生期間が始まるに当たり、今後、どのような施策をどのような方針で行っていくべきか示す必要がある。また、発災から4年が経過し、避難指示区域以外の線量が大幅に低減していることなどの状況もある。他方で、避難先での生活の定着といった状況もある。このため、被災者が自ら居を定め、安心して生活ができるよう、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、子ども被災者支援法基本方針（平成25年10月閣議決定）を改定する。

今回が初めての改定となる。

2 改定案の主な内容

（1）支援対象地域について

①変更点

- ・支援対象地域は、線量が発災時と比べ大幅に低減し、避難する状況にはないことを明記。（現行方針では記載していない。）

②変更しない点

- ・避難先での生活の定着化により、被災者が帰還又は他の地域への定住を新たに判断するためには、一定の期間を要することから、当面、支援対象地域の縮小はしない。
- ・また、支援対象地域以外の地域であっても、準支援対象地域として、引き続き、施策ごとに支援すべき地域及び対象者を定めつつ、適切に施策を実施。

※支援対象地域：原発事故発生後、相当な線量が広がっていた「福島県中通り・浜通り（避難指示区域等を除く）」を設定。

※準支援対象地域：支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて準支援対象地域を設定。

（2）被災者生活支援等施策に関する基本的な事項について

○変更点

個別施策を網羅的に列挙することをやめ、以下の特に重要なものについてのみ、記載。

- ・「住宅の確保」については、福島県が示した災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供期間（1年延長した上で、平成29年3月末まで）は、線量の大幅な低減等とも整合的である旨、明記。
政府としては、被災者がいずれかの地域において安心して生活を営むことができるよう、適切に対応。
- ・「放射線による健康への影響調査、医療の提供等」については、事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、リスクコミュニケーション事業の継続・充実に取り組む。
- ・各種支援団体の支援により、被災者がいずれかの地域において安心して生活を営むことができるよう、適切に対応。
- ・その他、地方創生分野の取組など各施策も活用しながら、引き続き必要な施策を行っていく。

2. 福島12市町村の将来像

①福島12市町村の将来像に関する有識者検討会

【福島12市町村の将来像】

○復興大臣の指示の下、昨年12月有識者検討会を組織し、希望の持てる将来像を検討。今般、提言取りまとめの上、大臣に提出。

○ 30～40年後の姿を見据えた2020年の課題と解決の方向を提言としてとりまとめ。

○ 福島の復興・再生は国の責務であることを明記するとともに、広域自治体としての県が果たすべき役割についても明確に位置づけ。発災から10年以降の福島復興の政府の組織のあり方は検討課題。



これまでの検討状況(平成26年12月～)

【第1回】 検討の視点、福島県や6町村の復興計画、イノベーション・コースト構想

【第2回】 6市町村の復興計画、廃炉プロセスの現状、除染・中間貯蔵施設の現状

【第3回】 農林水産業

【第4回】 健康・医療、教育・人材育成

【第5回】 農業、介護・介護予防、健康増進

【第6回】 文化・スポーツ、インフラ・広域連携、観光

【第7回】 イノベーション・コースト構想推進会議取りまとめ、風評・風化対策、これまでの主な意見の総括

【第8回】 提言素案

【第9回】 とりまとめ

検討会委員

(座長)

大西 隆 豊橋技術科学大学学長(都市工学、日本学術会議会長、東日本大震災復興構想会議委員)

(座長代理)

家田 仁 東京大学・政策研究大学院大学 教授(交通・都市・国土学)

内堀 雅雄 福島県知事

大山健太郎 アイリスオーヤマ(株)代表取締役社長(仙台経済同友会代表幹事、復興推進委員会委員)

高島 宏平 オイシックス(株)代表取締役社長
(「新しい東北」官民連携推進協議会会員)

中村 良平 岡山大学大学院教授・経済学部副学部長
(地域公共政策、日本経済研究所理事、経済産業研究所ファカルティフェロー)

松永 桂子 大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授(地域産業論・地域社会経済)

山名 元 京都大学原子炉実験所教授
(原子力損害賠償・廃炉等支援機構副理事長)

①30～40年後の姿のポイント

- (1) **人口見通し:復興の進捗により震災前の推計を上回る可能性**
- (2) **線量見通し:現状から物理減衰で相当程度低減**
- (3) 世界に発信する福島型の地域再生

②そのための主な取組

- (1) **産業振興** 一新産業の創出と事業・生業の再建－
- (2) 複数市町村による公共的サービスの**広域連携** (地域公共交通、二次救急医療体制等)
- (3) **復興再生拠点**の整備 一新市街地の形成－

③その他

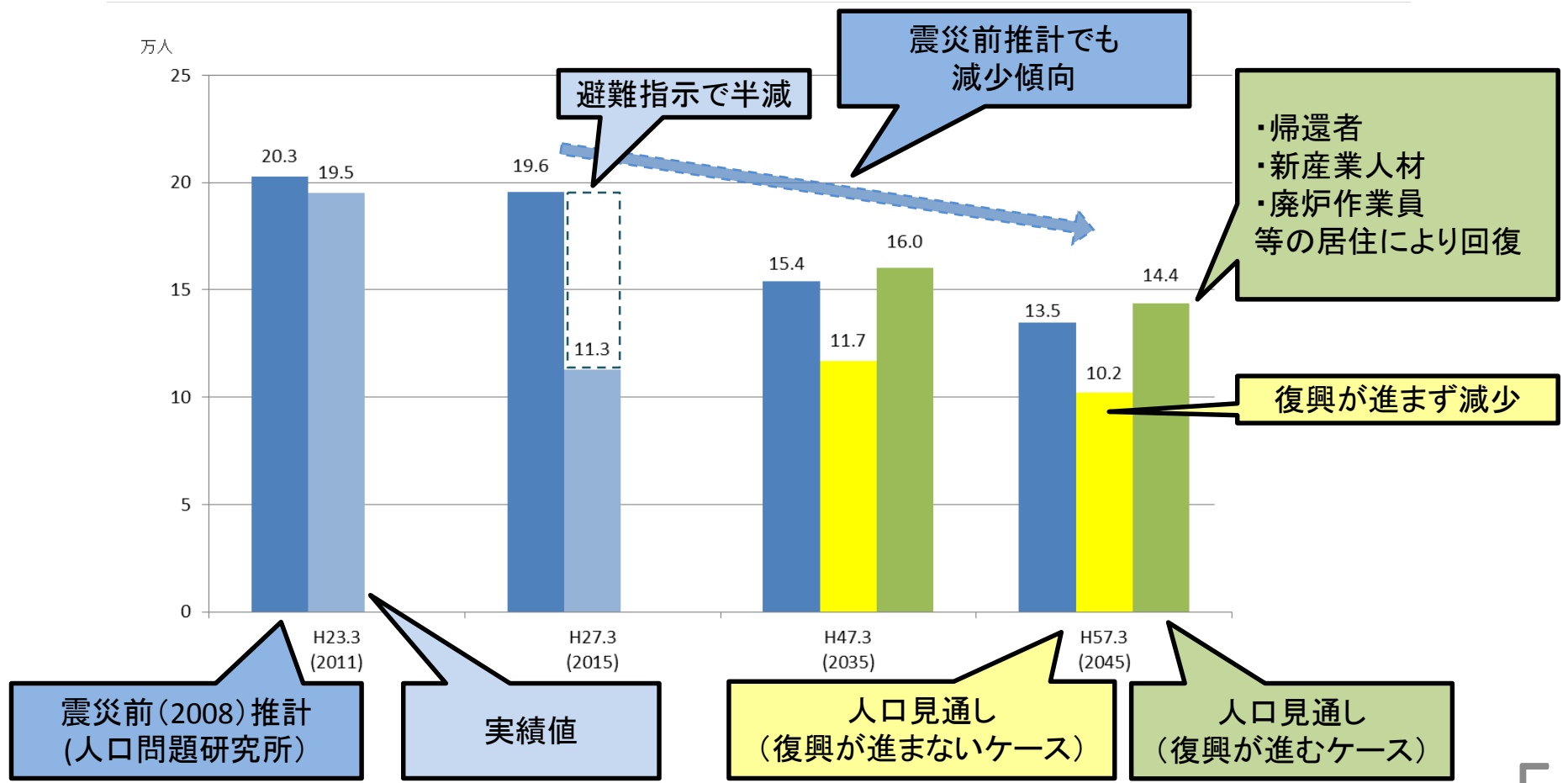
福島復興・再生は国の責務と明記。

発災から10年後の福島復興に向けた政府の組織のあり方は検討課題と付記。

(参考) 目指すべき30～40年後の姿 (明るい材料①)

(1) 人口見通し

- ・復興が最大限進展し、帰りたい人が増加し、新工場の技術者等が地域に居住するようになれば、震災前に推計された人口見通しを上回る可能性を指摘。



2. 福島12市町村の将来像

(参考) 目指すべき30~40年後の姿 (明るい材料②)

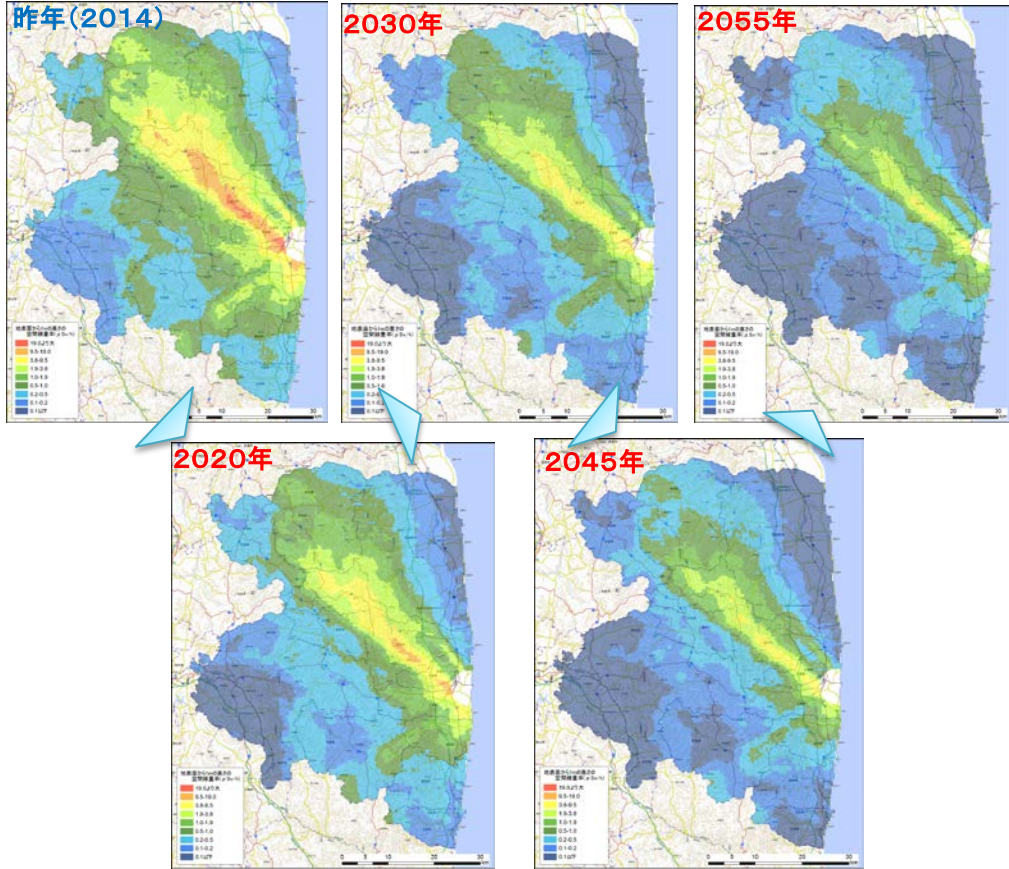
(2) 線量の見通し

・空間線量は現状から相当程度低減。

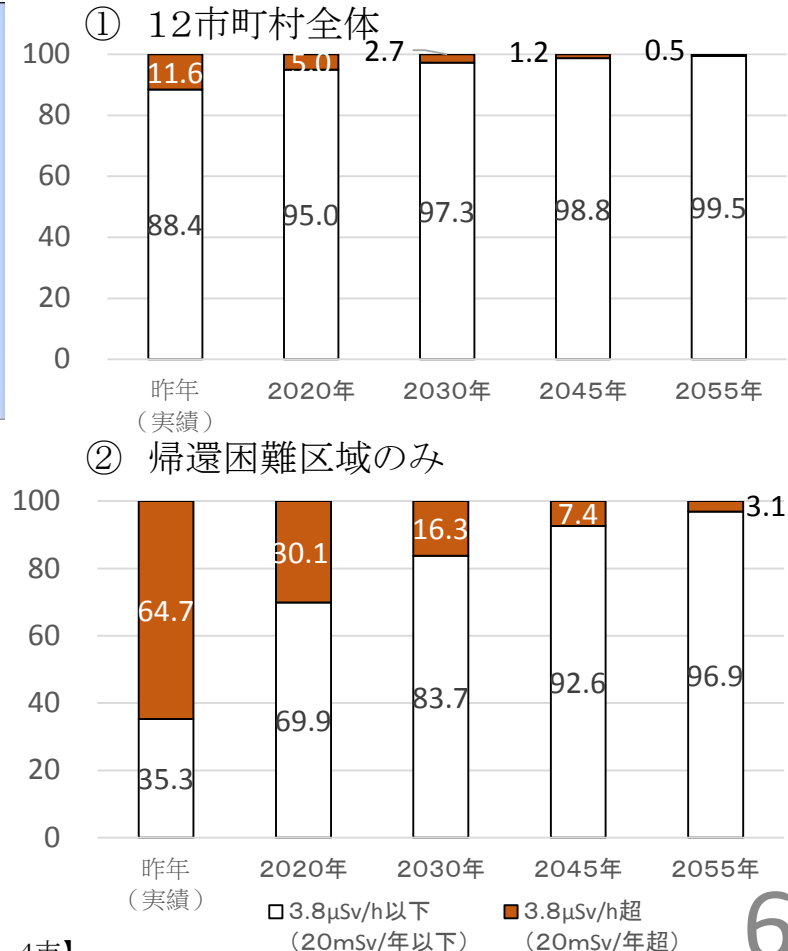
(20mSv/y(※) 超の地域が現状から2020年で半減。30~40年後は帰還困難区域でも数%以下)

(※)「1日の滞在時間を屋内16時間・屋外8時間」、「屋内における木造家屋の遮へい効果を0.4」という仮定の下、1時間当たりの空間線量から年間の被ばく線量として計算したもの(避難指示区域設定等で利用)。

○ 空間線量見通し(物理減衰のみ)



○ 空間線量帯ごとの面積割合



本試算は、以下の中で用いられている手法と同様なもの。

- ・放射線量の見通しに関する参考試算【平成26年6月／原子力被災者生活支援チーム】
- ・除染・復興の加速化に向けた国と4市の取組(中間報告)【平成26年8月／復興庁、環境省、4市】

3. 福島復興再生特措法の改正法の概要

- 避難指示区域の見直しの完了、各地における避難指示解除の動き、復興ビジョンの策定・大川原地区をはじめとする復興拠点整備に向けた動き等を踏まえ、**住民の帰還促進など被災地域の復興再生を加速化する観点から、住民の生活再開の場・地域経済の再建の拠点となる市街地の整備、被災地域の復興再生に必要なインフラ整備を支援するための必要な制度等を創設**する。
(H27.4.24 成立、H27.5.7 公布・施行)

一団地の復興再生拠点市街地形成施設

原発被災地域において、帰還住民の生活再開・地域経済の再建の拠点となる市街地の円滑な整備を可能とするため、津波復興拠点制度に倣い、**住宅・業務・公益等の各種施設を一体的に整備するための新たな都市計画を創設**



譲渡所得の5千万円控除（所得税・法人税）等により、用地取得促進

福島再開投資等準備金に係る課税の特例

避難指示解除区域等で、事業を再開する個人事業者・法人に対し、近い将来の事業再開を支援するため、**事業再開までの一定期間、積立額の損金算入を認める課税の特例**を創設
※特例の内容は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律



事業再開までの間の**積立額の損金算入**と再開投資を実施した年度における**特別償却**により、事業者の帰還を後押し

帰還環境整備交付金の創設

従来の36の支援メニューのほか、避難指示を受けた被災12市町村を対象として、以下の面整備事業・基幹インフラ事業等を強力に支援するため、**帰還環境整備交付金（福島再生加速化交付金）を法定化**

- 面整備事業（土地区画整理事業、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業）
- 道路事業（アクセス道路等）、下水道事業
- 公営住宅整備事業、公立学校整備事業

等



道路法、公営住宅法等の**法定の国の補助率を超えて支援**

新産業の創出等に寄与する取組(ロボット)に対する支援

福島県が作成する重点推進計画に定める新産業創出分野として、**ロボットに関する研究開発を行う拠点整備を追加**

住民の帰還促進のための配慮規定

- ・健康に関する不安等を解消するための相談体制の整備
 - ・避難指示区域における鳥獣害対策
- に関する国の責務を規定。

4. 風評対策強化指針に基づく主な取組状況と今後の取組の方向性について

(平成27年6月4日 原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース)

○震災から4年が経過した今も、消費者の福島県産品の買い控えは17.4%、また、観光も東北3県で震災前の86.0%に止まる等、未だに根強く残る風評被害の現状に鑑み、本年6月4日に「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、昨年度における取組状況の進捗管理とともに、課題を洗い出し、風評対策の強化について検討。

○今回のタスクフォースの中で、①汚染水対策の徹底、②放射線リスクに関する正確な情報等の国内外への浸透、③教育旅行などの誘客強化等を指示するとともに、風評対策強化指針に基づき、関係省庁一体となった対策を引き続き行っていくことを確認。

強化指針1. 風評の源を取り除く

(1) 世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底による食品安全の確保

- 福島県産米を全袋検査→26年産米の100.0%が基準値以内。
(27年5月20日現在)
- 水産物の放射性物質調査→福島県海産物100%が基準値以内。

(2) 環境中の放射線量の把握と公表

- 引き続きリアルタイムでHPで情報発信。
(27年4月期)

今後の方向性

放射線モニタリング、海洋モニタリング等の継続や放射性物質検査の徹底により、基準値を超えたものを市場に流通させない体制の継続。

強化指針2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション及び情報提供の推進

- 発災後4年間で400回以上の意見交換会を全国で開催。
- 「食品と放射能Q&A」を改訂し全国約14万部配布。HPでも公開。
- 「放射線リスクに関する基礎的情報」を約2万2千部配布。HPでも公開。

今後の方向性

- ① 「県政だより」等の自治体広報を活用し、全国的に放射線リスクに関する正確な情報発信を行うことの積極的検討。
- ② 広報資料等の配布先の更なる拡大。
- ③ 放射性物質検査結果等の国内外への情報提供の継続。

強化指針3. 風評被害を受けた産業を支援する

(1) 「食べて応援しよう！」の実施・拡大、被災地産品の販路拡大等

- 民間企業の社内マルシェ等の「食べて応援しよう！」取組件数は累計1,106件。
- 福島県関連の社内マルシェの実施回数は倍増(25年度:43件、26年度:91件)。
- 流通事業者に対し、被災地産品の消費拡大に向けて、福島県・JA等が個別に商談できるよう働きかけ。
- テレビCM等メディアを活用した広報等による戦略的PRを実施。

(2) 諸外国の輸入規制の緩和・撤廃に向けた粘り強い働きかけの継続

- 平成26年6月以降、シンガポール、サウジアラビア、タイ、バーレーン、米国等で規制緩和が進展。現在、豪州をはじめ13か国が規制を完全撤廃している。

(3) 福島県への修学旅行等(震災前:約70万人泊→25年:約32万人泊)の回復に向けた対策の強化

- 「原子力災害からの福島復興交付金(26年度補正)」に基づき、福島県において、バス代を補助する教育旅行復興事業を創設(27年4月)。

今後の方向性

- ① 教育旅行等における教員や保護者向けのプロモーションの強化。
- ② 流通業界への働きかけによる被災地産品の棚の回復や棚場における消費者への直接的な販売促進活動の展開。
- ③ 国内外への魅力の発信と輸入規制等の解消に向けた諸外国への説明・働きかけの徹底。

（1）平成28年度以降の復旧・復興事業の基本的な考え方

1. 集中復興期間の実績と平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方

- これまで累次にわたり講じてきた加速化措置などの結果、特に地震・津波被災地を中心として、復興は着実に進展している。
- 復興は新たなステージを迎えている。
- 他方、原子力事故災害被災地域においては、避難指示の影響等により長期の事業が予想されるので、10年以内の復興完了は難しい状況にある。復旧から本格復興・再生の段階に向けて、国が前面に立って引き続き取り組む。

2. 平成28年度以降の復興期間

- 平成28年度以降の復興支援については、被災地の「自立」につながるものとし、地方創生のモデルとなることを目指すため、「復興・創生期間」とする。

3. 各分野における主な取り組み

- 復興の進捗に基づく課題に適切に対処する。

10